



# 宮 崎 県 公 報

平成21年10月15日 (木曜日) 号外 第 72 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

頁

### 教育委員会告示

- 口頭により開示請求をすることのできる保有個人情報の一部を改正する告示…………… 1

## 教育委員会告示

口頭により開示請求をすることのできる保有個人情報の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年10月15日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

### 宮崎県教育委員会告示第10号

#### 口頭により開示請求をすることのできる保有個人情報の一部を改正する告示

口頭により開示請求をすることのできる保有個人情報（平成18年宮崎県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定め、この告示の公表の日以降に合格者を発表する試験から適用する。				宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定め、この告示の公表の日以降に合格者を発表する試験から適用する。			
なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成17年宮崎県教育委員会告示第12号）は廃止する。				なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成17年宮崎県教育委員会告示第12号）は廃止する。			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所		口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
[略]				[略]			
宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校入学者選抜	[略]	入学者選抜検査結果通知発送の日の翌日から当該結果通知の発送の日の属する年の3月31日までの期間	[略]	宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜	[略]	入学者選抜検査結果通知投函の日の翌々日から当該結果通知の投函の日の属する年の3月31日までの期間	[略]
[略]				[略]			

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。